

旧群馬県民会館 電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 旧群馬県民会館で使用する電気
- (2) 需要場所 旧群馬県民会館(前橋市日吉町1-10-1)
- (3) 業種及び用途 官公庁(文化施設)

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 別紙「施設一覧」のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 132kW
上記契約電力は、予定であり、契約後の各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 年間予定使用電力量 254,040kWh(29kWh×24時間×365日)
積算で使用する数値であり、実際の使用量とは異なることがある。

(3) 履行期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置の有無 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付)

(5) 需給地点

需給場所における群馬県の施設したキャビネット内の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と群馬県の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

3 その他

- (1) 力率は、期間中70%前後となる予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備については別紙「施設一覧」のとおり

- (4) 支払方法は、毎月ごとの精算払いとする。請求額の算定にあたっては、税込み金額を算定し、群馬県知事(以下「甲」という。)あてに請求するものとし、甲は適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。また、請求の際には、請求書のほかに使用量等の内訳を添付するものとする。
- (5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める供給条件等による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は70パーセントとし、燃料費等調整制度(燃料価格調整及び市場価格調整)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については入札価格に含めないものとする。
- (6) 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。また、当該改造のために必要な作業は、発注者の業務に支障を及ぼさない範囲で行わなければならない。